

Your needs drive Us  
**TAISEI**  
TECHNO presents **2011**  
**ECO Car Festa**  
**CENTRAL CIRCUIT**

競技規則書

公 示

本競技会はエコカーフェスタ 2011 特別規則書及びワールドエコノムープグランプリシリーズの共通規則及び本競技会特別規則書により開催される。

■特別規則書

- 第 1 条 競技会の名称  
大誠テクノ CUP エコカーフェスタ 2011  
【英文】TAISEI TECHNO CUP ECO CAR FESTA 2011
- 第 2 条 競技及び実施種目  
2011 ワールドエコノムープグランプリ第 4 戦 ワールドエコノムープ in セントラルサーキット  
・限られたクリーンエネルギーを使用して 1 時間内に走行した周回数を競う競技  
・予選&テストラン 30 分・決勝 60 分
- 第 3 条 主催者  
エコカーフェスタ 2011 開催実行委員会  
構成：セントラルサーキットクラブ、ツアーアンドフォー・モータースポーツ
- 第 4 条 開催日程  
2011 年 10 月 30 日（日）1 日間 ※雨天決行
- 第 5 条 タイムテーブル  
後日発表する。 ※開催時間 8：00～16：00
- 第 6 条 開催場所  
セントラルサーキット（JAF 国内公認コース／2,807M・右回り）  
住所／〒679-1132 兵庫県多可郡多可町中区坂本字草山 521-1 TEL.0795-32-3766 FAX.0795-32-0109
- 第 7 条 大会組織  
特別協賛：大誠テクノ株式会社  
※その他は、プログラム及び公式通知に示す。
- 第 8 条 参加申込先  
エコカーフェスタ 2011 開催実行委員会事務局  
〒547-0026 大阪市平野区喜連西四丁目-7-12 ツーアンドフォービル 株式会社ツーアンドフォー内  
TEL 06-6760-7373 FAX 06-6760-7363  
E-Mail：[info@2and4.co.jp](mailto:info@2and4.co.jp) HP：<http://www.2and4.co.jp/ccec/>
- 第 9 条 参加料  
2011 ワールドエコノムープグランプリ第 4 戦 ワールドエコノムープ in セントラルサーキット  
・オープンレース【オープンクラス】／24,000 円  
・ジュニアレース【ジュニアクラス】／17,000 円  
※参加料に含まれる物（公式プログラム×2・消費税）  
※入場料 1,000 円は来場者全員に必要となります。当日ゲートにてお支払い下さい。
- 第 10 条 参加申込方法  
参加申し込みは参加料と下記書類を完全に記入したうえで 10 月 14 日（金）までに提出しなければならない。  
①参加申込書の必要事項を記入（WEM 競技は別途書式あり）  
②現金書留にて必要書類とエントリーフィーを大会事務局へ郵送する。又は必要書類を郵送しエントリーフィーを銀行振込する。  
振込先：みずほ銀行 難波（なんば）支店 普通口座 1078700 株式会社ツーアンドフォー
- 第 11 条 参加受理と拒否  
①参加申込者に対して大会事務局から参加受理または参加拒否が通知される。  
②参加を拒否された申込者に対しては、参加料が返還される。但し、事務経費として 2,000 円を差し引く。  
③参加を受理された後、参加を取り消す申込者には参加料は返還されない。
- 第 12 条 競技内容及びクラス区分及び車両規則  
2011 ワールドエコノムープグランプリ第 4 戦 ワールドエコノムープ in セントラルサーキット  
○レース区分  
①WEM-GP オープンレース／2011.10/30 現在 18 才以上のドライバーのレース  
②WEM-GP ジュニアレース／2011.10/30 現在 15 才以上又は 18 歳未満のドライバー及びメンバーを主体と

するクラス、もしくは学校名（高等学校）でのエントリーでドライバーを含む半数以上が学生のチームのレース

※1.2 共にグランプリシリーズの有効ポイント獲得レースである

※台数により混走もしくは追加レースを行う場合もある

○参加車両

2011年ワールドエコノムープグランプリ共通規則書及び本大会車両規則に合致する車両とする。

○競技方法

各チームが予め指定されたバッテリーを同様のものを使用し、それぞれの性能に合わせた走行計画のもとにバッテリーを有効に使って、1時間の間に走行した周回数を競う

※公式予選30分・決勝60分

①公式車両検査に合格した車両で公式通知に示されたタイムスケジュールによって行われる。

②公式予選の義務周回数は定めない。

③公式予選の周回数が記録されなかったドライバーは嘆願書を競技長に提出することにより、審査委員会の承認を得て最後尾より決勝に参加する事が出来る。嘆願書の提出が2名以上有る場合の順位は参加申込順に決定する。嘆願書の提出は、公式予選結果発表後30分以内とする。

④予選での使用バッテリーは自由とする。

○競技中の車両修理

①ピット以外の地点で停車した車両の修理は他の車両の、走行に支障にならない安全な場所で、その当該ドライバーのみが行える。また、その車両に積み込んであるもの以外の部品、工具による修理、調整、交換などを行うことは厳重に禁止される。

②競技中の車両は、いかなる場合も他から援助を受けて押し出したり走行をしたりしてはならない。

ただし、保安の目的で競技役員が車両を移動などの処置する場合、及び自己のピットを通り越した車両を当該車両のドライバー、ピット要員が押し戻す場合はこの限りではない。

○ピットイン及びピットアウト

①ピットインするドライバーはPIT入口より手前より右側に寄り、安全を確認してピットレーンを徐行しなければならない。

②ピットアウトしてコースに復帰するドライバーは、後方から近づく車両の走行を妨げてはならない。

③ピットインする車両は、自己のピットにできるだけ近い位置の作業エリアに近づけて車両を停車させなければならない。

④ピットインして停車区域に入った車両、及び当該車両のドライバーやピット要員はピットインしてくる他の車両、あるいはピットアウトしていく他の車両の通過を妨害してはならない。

⑤ピットインの際、自己のピットを通り越して停車した車両は、当該ドライバー及びピット要員によって後ろ向きに押し戻し、自己のピットにつけることができる。

⑥ピットアウトしようとする車両は、ピットインしてくる車両に優先権があることを承知していなければならない。

○ピット作業

①競技中の車両がピットインした時、当該車両の登録されたピット要員は自己のピット前で作業することが出来る。ピット作業の場合を除いてピット前に出ること、部品や工具をピット前に置くことは禁止される。

②ピット内及びピット前は清潔に保ち、器具等を整頓し火災防止に努めなければならない。喫煙は一切禁止される。

○ピットサイン

①プラットホームに立ち入り競技車両へピットサインを送ることができる。ピットサインを送るピット要員は登録された（クレデンシャルカード所持）1チーム2名以内に限定する。

②走行中のドライバーに対して、本大会に有効な無線通信や携帯電話を使用して送信及び受信を行っても良い。その際は、運転の支障にならないように設置すること。

③ピットサインを送るためにプラットホームへ出入りする際には、ピットイン及びピットアウトする車両に十分注意するとともに車両の通行を妨げてはならない。

○エネルギー源

(1) 予選での使用バッテリーは自由とする。※個数は4個

(2) 決勝は指定されたバッテリー以外の使用は禁止される。

(3) 搭載方法は自由であるが安全で速やかに電氣的配線が接続できること。

(4) 競技用電池は、下記バッテリーと同様程度のものを4個各自で準備すること。

■電池の基本仕様詳細

●容量：3Ah / 10HR

●外形寸法：長さ：約113mm×幅：約70mm×高さ80mm

●重量：約1.44Kg（電解液含む）

●公称電圧：1.2V

■下記の電池が代表的なバッテリー

●古河電池「FT4L-BS」 ●湯浅電池「YT4L-BS」

●日本電池「GT4L-BS」 ●新神戸電機「KT4L-BS」

(5) 競技用電池の仕様に関しては変更もあり得る。

○コンデンサー

(1) コンデンサーを使用する場合は、スタート前に電荷がゼロであることを証明しなければならない。

○競技終了と順位決定

①優勝者は60分走行終了時点でコントロールラインを最も多く通過・周回した者とする。

2位以下はそれに続く。

- ②優勝者以外の順位は達成された周回数とフィニッシュライン通過順位または規定レース距離を最短時間で走行した順とする。
- ③優勝者のフィニッシュライン通過と同時にレース終了を合図するチェッカーフラッグがメインポストで提示される。万一、チェッカーフラッグが不注意、その他の理由により規定時間または規定周回数を完了する前に提示された場合でも競技は終了したものとする。また、チェッカーフラッグが不注意によって遅れて提示された場合は規定時間または規定周回数が達成された時点における順位に従って決定される。
- ④何らかの理由により決勝レースを開催出来ない場合は予選レースの順位をもって最終順位とする

○その他

- ①参加承諾書は開催当日までに20才未満のチーム員(ドライバーを含む)がいる場合は親権者の承諾を取署名、捺印を必要とする。(2011年10月14日(金)17:00までに提出すること)
- ②車両仕様書(参加車両の写真又はデザイン画を添付すること、データによる提出も可)
- ③チームの登録代表者は、10月24日(月)12時まではメンバー及びドライバーの変更ができる。2011年10月24日以降の変更内容に関しては、公式リストに記載されないことがある。
- ④申し込み期限(2011年10月14日)内にエントリーを取り消した場合、参加料は払い戻すものとする。ただし事務局手数料として2,000円を差引後払い戻す。期限以降の取り消しの場合は、払い戻しをしない。
- ⑤ドライバーの資格  
2011年10月30日現在15歳以上であり、当競技会の参加について標準能力をもっていること。  
コース、スピードに対しても的確でありかつ走行が可能である者  
(ドライバーが20才未満の場合はその親または保護者の承諾が必要である)
- ⑥参加代表者、ドライバー及びピット要員の登録
  - 1) 参加代表者は20才以上でチーム員の行動に全責任を負うものとする。
  - 2) 参加者はドライバー及びピット要員(参加代表者を含む)を2011年10月24日(月)までに登録しなければならない。

第13条 競技保険

- ①参加者はドライバーを含め、メンバー全員が当該競技会に有効な保険に加入していることが望ましい。
- ②すべての参加者は、事故・損失により損害が生じた場合、自己の責任において一切の処理を行わなければならない。また主催者及び大会役員、コース施設管理者が一切の損害補償の責任を免除されていることを承知していなければならない。

第14条 自動計測装置の装着

- ①主催者が自動計測装置の装着を義務付けた場合は、車検までにこの装置を取り付けなければならない。取り付けを拒否した場合は走行を認められない。
- ②万一破損、紛失した場合は理由の如何に問わず1個58,000円が主催者より請求される。
- ③計測装置の配布は参加受付時に行い、返却については各クラスの最終走行後1時間以内とする。

第15条 車両名及び広告

- ①車名は原則として、15文字以内とする。
- ②主催者が指定した場合は広告ステッカー類を所定の場所に貼付しなければならない。

第16条 公式車両検査

- ①公式車両検査は公式通知で示されるタイムスケジュールに従って所定の車両検査区域で行われる。
- ②公式車両検査を受けない車両、参加不適切と判断された車両また技術委員長による改善命令に応じない車両は競技に参加できない。
- ③公式車両検査に合格した後の車両を改造してはならない。
- ④技術委員長は公式車両検査の時間外であっても、随時参加車両の検査を行う権限を持ち、この検査に応じない参加者に対しては罰則が適用される。

第17条 競技終了後の車両保管と入賞車の車両検査

- ①競技を終了した完走車は、競技役員の指示により、パドック内の所定の区域に保管される。保管中の車両に触れたり改造および整備をしてはいけない。
- ②入賞車及び抗議対象車は、競技終了後、または大会審査委員会の求めに応じて随時車両の分解、その他必要な方法による車両検査を受けなければならない。
- ③大会審査委員会または技術委員長が求める車両検査に必要な分解、組み立て作業は参加者の責任で行わなければならない。また、抗議対象車の分解、組み立てに要した費用は、抗議が不成立に終わった場合は、抗議提出者が負担しなければならない。その額は技術委員長が算定し大会審査委員会が承認した額とする。
- ④入賞車及び抗議対象車の車両検査には、本競技会の関係役員が認めた者以外立ち会うことが出来ない。

第18条 車両変更

- ①参加申込が正式受理された後の車両変更は、参加車両が故障、破損その他やむを得ない事情があるときを除いて認められない。
- ②やむを得ない事情による車両変更は、参加申込をした同クラスについてのみ許され、期限は競技会当日の参加受付終了までとする。
- ③その場合、車両申告書を新たに大会事務局へ提出し、審査委員会の許可を得なければならない。

第19条 ドライバーの変更

ドライバーの変更は、当該車両の公式車検開始までとし、大会事務局へ申し出て審査委員会の許可を得なければならない。

第20条 参加者の遵守事項

- ①参加者及びドライバーは、参加申し込みの際して下記に定める誓約文を理解し署名しなければならない。

誓約文

私は本競技特別規則書及び WEM-GP 共通規則書の規定に同意いたします。また競技参加にあたり関連して起こった死亡、負傷、その他の事故等アクシデントで、私自身及び私の指名した運転手、チーム員、同伴者等の受けた損害について、決して主催者、関係者、コース所有者、組織委員、競技役員、係員ならびに他の競技者などに対して非難したり責任を追及したり損害賠償を要求したりしないことを誓約いたします。また、サーキットの諸施設を破損した場合は、その復旧に必要な費用の一切を弁償いたします。また、コース・パドック等で接触事故やアクシデントが発生した場合は、当事者間で速やかに話し合い解決をいたします。なお、このことは事故等アクシデントが上記オーガナイザー団体または大会関係役員、その他関係者の手違いなどに起因した場合であっても変わりません。また運転者は、参加種目について標準能力を持っていること、ならびに参加車両についてもコースまたはスピードに対して適格であり、かつ、競争が可能であることを誓います。その他、本大会に参加するドライバー、チーム員、同伴者、車両等の氏名・車両名・写真・レース結果等について、報道・放送・記事の権限を主催者が持つことを承諾いたします。

- ②全ての参加者は、明朗かつ公正に行動し、言動を慎み、スポーツマンシップにのっとりたマナーをもたなければならない。
- ③参加者は、競技中また競技に関する業務に就いているときは、薬品などによって精神状態をつくろったり、飲酒してはならず許された場所以外で喫煙してはならない。
- ④参加者は、主催者や大会後援協賛者、大会審査委員会の名誉を傷つけるような行動をしてはならない。
- ⑤ドライバーは必ずドライバーズブリーフィングに参加しなければならない。出席しないドライバーは大会審査委員会が決定した罰則が適用される。

第 21 条 入場料及びクレデンシャル（入場パス）・車両通行証

- ①全てのドライバー・メカニック・プレス・ゲストは当日入場料 1,000 円が必要である。
- ②サービスカーは大会事務局が交付する車両通行証を貼付していなければパドックへの通行が出来ない。
- ③交付された通行証は、他に貸与したり転用してはならない。

第 22 条 スタート

- 2011 ワールドエコノムープグランプリ第 4 戦 ワールドエコノムープ in セントラルサーキット
- 1) スタート手順の合図はコントロールライン上のオーバーブリッジに取り付けられた大型信号機もしくはオフィシャルによる旗信号により表示される。
  - 2) スタート出来なかった車両及びスタート 3 分前までにグリッドにつけなかった車両はピットスタートとなる。

第 23 条 反則スタート




- ①スタート合図がなされるまでに所定の位置から前進したドライバーは反則スタートとして罰則が適用される。審判員による反則スタートの判定に対する抗議は受けられない。
- ②反則スタートに対する罰則は、ペナルティストップ 30 秒又は大会審査委員会が決定した罰則が与えられる。

第 24 条 信号合図

21. 信号機/合図

国際モータースポーツ競技規則付則 H 項に定められた信号合図を、JAF と同様な手順、方法により行うコース上にはメインフラッグポストを含み 16 の監視ポストがあり、その各々に電気式の信号機が設置されており、下記の信号はその信号機により提示される。

a. 黄旗

1 本の静止		黄色点灯
1 本の振動		黄色点滅
2 本の振動		交互点滅

b. 赤黄（オイル）

	黄赤縦縞点灯
--	--------

c. 赤

	全ポスト 赤 点灯
---	-----------

d. 緑

	全ポスト 緑 点灯
---	-----------

e. セーフティカー

	全ポスト 黄に黒字
---	-----------

- f. 黒旗及びオレンジボールはメインフラッグポストで旗を提示するが当該車両の競技ゼッケンは、ポスト下にある信号機にて表示される。
  - g. ピット入口にあるウェイティングエリアは、赤または緑の点灯にて表示するのでその指示に従うこと。
  - h. ピット出口の信号はシグナルでプラットホーム先端にあり、赤・緑の点灯または黄色の点滅により表示する。  
大型の信号機及びオフィシャルによる日章旗により表示される。表示内容は以下の通りとする。
- |       |                       |
|-------|-----------------------|
| 3min  | フォーメーションラップスタート 3 分前  |
| 1min  | フォーメーションラップスタート 1 分前  |
| 30sec | フォーメーションラップスタート 30 秒前 |

5sec フォーメーションラップスタート 5秒前

レッドシグナルもしくは日章旗振り上げ スタート準備

ブラックアウトもしくは日章旗振り下ろし スタート

※スタートディレイド スタートやり直し、フォーメーションラップ継続

信号機で表示する合図以外は旗またはボードにて表示する。

追い越し禁止・減速等は信号機の位置が基準となる。それらの行為は、信号機の位置で完全に完了してなければならない。

※赤旗が提示された場合、すべてのドライバーはただちにレースを中止し、細心の注意を払い、必要に応じて停車できる態勢で、原則としてメインストレート入口のレッドラインまで進行すること。

※オレンジ色の円形のある黒旗(通称…オレンジボール)、または黒旗と競技番号を提示された車両のドライバーは、次の周回に自己のピットに戻り、停止しなければならない。提示された競技番号のピットにもピットインの指示を示すよう通知する。指示に従わないドライバーに対し審査委員会の決定により罰則を与えることがある。

#### 第 25 条 ドライバーの遵守事項

- ①ヘルメット及びグローブ、シューズの確実な着用。
- ②いかなる場合も逆方向に走行してはならない。
- ③走行中コントロールを失った車両、あるいは走路外に出た車両のドライバーがコースに復帰するときは、後続車両など他車の妨害にならないように注意し、安全を確認しなければならない。
- ④ドライバーは緊急の際、競技中に救急車、消防車、競技役員車等がコースを走行したり必要な作業を行うため駐停車したり、また競技役員がコースに立ち入る場合があることを承知してしなければならない。

#### 第 26 条 妨害行為

- ①競技中、ドライバーは故意に他の競技車両の走行を妨害してはならない。また、明らかに重大な事故の発生が予測できる危険な行為をしてはならない。
- ②コース上でのカット等、規定以外の走行は危険状態を避ける場合を除いて行ってはならない。
- ③同条の違反判定に対する抗議は受付られず、違反者に対しては大会審査委員会が決定する罰則が適用され、重大な違反行為を行ったドライバーは失格とされる。

#### 第 27 条 リタイア

- ①競技中、事故あるいは故障等により、以後の走行権利を放棄するチームの代表者はその旨を大会本部まで報告しなければならない。
- ②リタイアの届けは、ドライバーまたは参加代表者が所定の用紙に署名して大会本部に提出すること。

#### 第 28 条 競技の中断

- ①事故によってコースが塞がれた場合、または天候その他の理由でレースが継続不可能と成った場合、競技長は赤旗を表示し同時にすべてのポストでも赤旗が表示される。
- ②競技中断の合図と同時に、全車両はただちに競技を中止しいつでも停止出来るスピードで競技役員の指示に従い走行する。その場合に以下の事項を了解しているものとする。
  - (1) 競技順位は、中断の合図が提示された時点での、当該先頭車両の最終周回の1周前の時点での順位となる。
  - (2) 競技車両および競技役員車両がコース上にあるかもしれない。
  - (3) コースは事故のため完全に塞がれているかもしれない。
  - (4) 天候の状態から、競技速度での走行は不可能になっているかもしれない。
- ③スプリントレースおよびエコランレースは先頭車両が3周を通過していた場合、その時点をもって競技終了となる。

#### 第 29 条 競技再開

- ①競技時間の60%が過ぎているか、競技距離の60%を過ぎてから中断された場合は、先頭車両が通過した最終周回の1周前の時点で競技は終了されたものとする。
- ②その他の場合は、大会審査委員会が競技再開、競技終了を決定する。大会審査委員会が再開、終了を決定するまで競技車両は全競技役員によって車両保管される。車両保管中保管区域に立ち入ることは出来ない。但し、ピットにて作業中の車両は、全ての作業を継続することが出来るが、競技再開時はピットスタートとなる。
- ③ピットスタート、再スタートした全車両がピットレーンとコースの合流地点を通過したのちに競技役員によって緑旗提示またはピット出口の信号灯が緑点灯によってスタートが出来る。

#### 第 30 条 競技終了後のバドックイン

- ①チェッカーフラッグの提示を受けたドライバーはコースを徐行して1周しピットロードを通過して所定の車両保管区域に車両を持ち込まなければならない。ただし、コース1周の徐行に耐えられないものは後方を十分に注意して安全を確認した上で停車後、競技役員の指示に従うこと。
- ②チェッカーフラッグが提示された時点でピットインしている車両のコースインは禁止される。

#### 第 31 条 暫定結果と正式結果および表彰式

- ①競技終了後、ただちに暫定結果が発表される。
- ②競技終了後、計時委員長の名において暫定結果が発表され、本規則第46条による抗議がない場合大会審査委員会の承諾を得て、暫定結果発表30分で正式結果が発表される。
- ③正式結果発表後、表彰式が行われる。表彰を受けるドライバーまたは参加責任者は表彰式に出席しなければならない。
- ④特別の事情により表彰式に参加出来ないドライバーおよび参加責任者はその旨を大会事務局に連絡し、許可を得なければならない。無断で表彰式に参加しないドライバーおよび参加責任者は賞典を受ける権利を放棄したものとされる。

#### 第 32 条 抗議の手続きと時間制限

- ①抗議を行うことが許されるのは登録された参加代表者に限られる。
- ②抗議を行う時は、書面により抗議内容を具体的に記載し抗議対象1件につき10,000円の抗議料を添え競技長宛に提出しなければならない。
- ③抗議に関する審査に特別な作業を伴う場合は、提出者はその作業の費用全額を負担すること。この費用は抗議が正当と判断された場合には抗議料とともに抗議提出者に返却される。その場合審査費用は被抗議者が負担するものとする。
- ④技術委員長または車両検査委員の判定に関する抗議は決定直後、公式車検に関する場合は当該車両の検査後20分以内でなければならない。
- ⑤競技中の規則違反、不正行為、競技結果に関する抗議は、暫定結果発表後20分以内でなければならない。

第33条 抗議の裁定

- ①大会審査委員会の裁定結果は、関係当事者のチーム代表者のみに、口頭で通告される。
- ②審査後直ちに裁定が下されない場合は、その裁定発表の日時と場所を明らかにして延期することが出来る。
- ③抗議料は、抗議が成立した場合は抗議提出者に返却されるが、抗議が不成立の場合は没収される。

第34条 罰則の適用

- ①本規則、および公式通知で定められた規則に対する違反の罰則は、大会審査委員会が決定し、違反者に通告される。
- ②本競技会で大会審査委員会が違反者に課すことが出来る罰則は次の通りとする。
  - (1) 戒告（始末書提出）
  - (2) 訓戒
  - (3) 罰金
  - (4) 失格（競技会出場停止）
  - (5) 競技結果に1分加算、3分加算、1周減算、3周減算、ペナルティストップ  
但し、大会審査委員会は状況に応じて罰則を強化することが出来る。

第35条 賞典

- ①賞典の詳細は公式通知で示す。
- ②クラス参加台数が少数の場合は次の様に制限する。

参加台数	賞典の対象
3台	1位のみ
4台～5台	2位まで
6台～7台	3位まで
8台～9台	4位まで
10台～11台	5位まで
12台以上	6位まで

第36条 大会審査委員会の権限

本競技会の規則書においての解釈に疑問が生じた場合には、本審査委員会の決定を最終とする。





2011 World Econo Move GP Rd. 4 ワールドエコムーブ in セントラルサーキット

## 《 車両規則 》

競技車両のデザインおよび構造は以下の各号を除き、自由である。

### 1. シャシー・ボディ

- 1-1 車両：3輪以上とする。
- 1-2 車両サイズ：全長 3.0m 以内、全幅 1.2m 以内、全高 1.6m 以内とする。
- 1-3 車両重量：ドライバーが乗車した状態で最低重量 85kg とする。  
数個のバラストによって最低重量を満たすことが許される。バラストは車体に取り付けられ封印できる構造であること。いかなる時でも最低重量より車両が軽くなってはいけない。

### 2. モーター

特に制限しない。

### 3. バッテリー

使用できるバッテリーの詳細は特別規則書に示す。バッテリーは車両にしっかりと固定され、短絡に対する保護がなされなければならない。なお、充電は持ち込みの発電機のみ可とする。

### 4. コンデンサー

コンデンサーを使用する場合は、スタート前に電荷がゼロであることを証明しなければならない。

### 5. 燃料電池

クラスを設けない。

### 6. 電装品および他のエネルギー源

- 6-1 ブレーキ装置、電線、電気装置は、絶対に漏電等を発生させない考慮を必要とし、火災の危険から保護すること。車両の外部に取り付ける場合、外部からは損傷を受けぬよう（飛び石、腐食、機械的損傷等）全て考慮して防衛策を講じなければならない。全ての配管、配線は暫定的なものであってはならず、グロメット、コネクタ、クランプ等を含め十分に安全性の高いものにしなければならない。
- 6-2 乾電池を含め、特別規則書に示されたバッテリー以外のいかなる電池（バッテリー）も搭載できない。ただし、電気式スピードメーターおよび電子ブザーならびにテールランプ（尾灯）・ブレーキランプを使用する場合の電源については、独立配線が確認できるものに限り搭載可能とする。
- 6-3 人力も含めて、走行の補助となりうる機構又は装置は一切認められない。ただし、駆動用モーターによる回生制動は除く。

### 7. 安全性

- 7-1 ブレーキは、ドライバーが搭乗した状態で 8%勾配のパネル上に制止可能なブレーキを装備すること。（目安として、制動初速度 20km/h から 6m 以内の距離で停止できる制動装置を装備すること。）
- 7-2 競技車両の外部およびコクピット内に、危険につながると思われる不要な突起物があるてはならない。
- 7-3 42 ボルト以上の電圧を使用するときは、高電圧の警告表示をおこなわなければならない。
- 7-4 緊急の場合に備えドライバーは速やかに自力で脱出が出来ること。
- 7-5 警笛：クラクションを装備しなければならない。ただし、電気ブザーは独立配線が確認できるものに限り搭載可能とする。
- 7-6 視界：安全走行が確保できる視界が確保されていること。
- 7-7 後方視界：出来る限り大型のバックミラーを左右に 2 個以上装備しなければならない。
- 7-8 高速回転体（チェーン、スプロケット、ギア等）には保護カバーを施さなければならない。
- 7-9 ロールバーの取り付けが望ましい。
- 7-10-1 ブレーキランプ又はテールランプの装備が望ましい。
- 7-10-2 ブレーキランプの装着が難しい場合は後走車にわかる様、後尾に蛍光テープを貼り付けること。（幅 20 mm、長さ 200 mm 以上）
- 7-11 衝突時の安全のため、着座したドライバーの体が車両の基本構造（フレーム）の外に出ない構造であることが望ましい。
- 7-12 5 点式シートベルトの装着が望ましい。
- 7-13 キャノピー等窓ガラスはドライバーの状態が容易に確認できることを条件に着色を施しても良い。
- 7-14 競技中競技車両との連絡にハンズフリー装置を使用した資格を要しない無線機、携帯電話等の使用は出来る。但し、アマチュア無線の使用は禁止する。